

会 議 概 要

審議会等の名称		令和3年度第1回市川市下水道事業審議会	
開催日時		令和3年7月27日（火）13時30分～15時20分	
開催場所		市川市役所第1庁舎 第1委員会室（住所：市川市八幡1-1-1）	
出席者	委員	森田会長、杉浦副会長、つちや委員、つかこし委員、宮本委員、亀田委員、知久委員、阿部委員、武原委員、幸前委員、湯浅委員、富永委員、井上委員、島田委員、岩岡委員	
	所管課	下水道経営課	
	関係課	河川・下水道管理課、河川・下水道建設課	
議題及び会議の概要		公開・非公開の別	非公開の場合の理由
正副会長の互選について		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
市川市の下水道事業について ① 今後の下水道事業の進め方について ② 下水道事業の経営状況		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当
傍聴者の人数	0人		
閲覧・交付資料	資料1：今後の下水道事業の進め方について 資料2：下水道事業の経営状況		
特記事項			
所管課	水と緑の部 下水道経営課（内線：17533）		

様式第3号別紙

令和3年度第1回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

1 開催日時：令和3年7月27日（火）午後1時30分～午後15時20分

2 場 所：市川市役所第1庁舎 第1委員会室

3 出席者：

委 員 森田会長、杉浦副会長、つちや委員、つかこし委員、宮本委員、
亀田委員、知久委員、阿部委員、武原委員、幸前委員、湯浅委員、
富永委員、井上委員、島田委員、岩岡委員

市川市 高久利明（水と緑の部長）、八田一生（水と緑の部次長）、
松井利樹（下水道経営課長）、松丸宏（河川・下水道管理課長）、
岩佐伸幸（河川・下水道建設課長）、他

4 会議内容：

1. 正副会長の互選について
2. 市川市の下水道事業について

《配布資料》

- ・資料1 今後の下水道事業の進め方について
- ・資料2 下水道事業の経営状況

的な到来を前にこの浸水地域においては、例えばマンホールポンプの能力アップであるとか、排水機場の修繕、こういったものを進めると同時に、浸水地域の計画的で抜本的な浸水改善というものの検討を進め始めたところでございます。

このように施設整備を進めつつ、老朽化した施設の改善、改修ということを進めていかなければなりません、そのためには、安定的な財源の確保ということが必要不可欠であります。

様々な場面で、これから委員の皆様方におきましては、下水道事業の継続的で安定的、効率的な経営について意見を賜って参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

松井課長　これで大津副市長は公務のため退席させていただきます。

大津副市長　皆さん、どうぞよろしく願いいたします。失礼いたします。

【 委員の紹介 】

松井課長　本日は改選後初めての審議会でございますので、改めて委員の方々をご紹介させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますがお呼びいたしましたらその場で再度ご起立をお願いいたします。

まず、正面に向かって右手奥より、市民の代表といたしまして、

知久委員です。

阿部委員です。

武原委員です。

幸前委員です。

湯浅委員です。

富永委員です。

井上委員です。

続きまして、左手奥より市議会議員のつちや委員です。

つかこし委員です。

宮本委員です。

次に、学識経験者といたしまして、日本大学生産工学部土木工学科教授、森田委員です。

千葉工業大学創造工学部都市環境工学科准教授、亀田委員です。

最後に、関係機関の代表といたしまして、千葉県江戸川下水道事務所長島田委員です。

公益財団法人千葉県下水道公社常務理事岩岡委員です。

市川市上下水道設備協同組合理事長杉浦委員です。

以上 15 名でございます。

次に、事務局の職員をご紹介します。

まず水と緑の部、部長の高久です。

同じく、次長の八田です。

河川・下水道管理課課長の松丸です。

河川・下水道建設課課長の岩佐です。

同じく、河川・下水道建設課副参事の星野です。

最後に、本日司会進行させていただいております私は下水道経営課長の松井です。よろしく申し上げます。

【 審議会成立の確認 】

なお、本審議会は、審議会条例第 7 条第 2 項により、委員の半数以上の方が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

【 会議の公開について 】

続きまして、会議の公開についてですが、市川市が主催いたします審議会等につきましては、市川市審議会等の会議の公開に関する指針の第6条に基づきまして、原則公開となっております。また、今回の案件につきましては、個人に関する情報等の非公開情報部分がないため、本日の審議会を公開とさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、本日は公開とさせていただきます。

また、本日は、今のところ傍聴人はいませんので、このまま審議を続けたいと思います。よろしくお願いいたします。

【座長の選出】

それでは、会議次第に従いまして、4の会長及び副会長の選出をお願いいたします。

はじめに、座長の選出をしていただき、座長の進行により会長を選出していただきたいと思いますが、ご出席の委員の中から、事務局より指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、事務局から指名させていただきます。

議会からの選出で、前期より本審議会委員を務めいただいている宮本委員に座長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、宮本委員をお願いしたいと思います。

【 会長の選任について 】

宮本委員　それではご指名によりまして座長を務めさせていただきます。

はじめに、会長選出において、本審議会条例はどのようになっているのか事務局に説明をお願いいたします。

松井課長　市川市下水道事業審議会の会長及び副会長の選任につきましては、審議会条例第6条第1項に、委員の中から互選することとなっております。

宮本委員　それでは皆さんのご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

（発言なし）

それでは私の方から、会長選出については推薦の方法で、森田委員をお願いしたいと思います。

下水道事業は専門的な知識が必要とされますので前期に引き続き、森田委員に会長をお願いしたいと思います。

他にご推薦ございましたらお願いいたします。

（発言なし）

他にご意見はないようですので、学識経験者で下水道の専門家として森田委員をお願いしたいと思います。

森田委員、いかがでしょうか。

森田委員　はい、ありがとうございます。

宮本委員　ただいま了解されましたので、会長には森田委員が選出されました。これで私の役目を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

松井課長　宮本委員、ありがとうございました。

会長に就任されました森田委員、よろしく申し上げます。

一言ご挨拶をお願いいたします。

森田会長　改めましてご紹介させていただきます。日本大学生産工学

部土木工学科の教授をしています森田でございます。前期に引き続き会長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

【 副会長の選任について 】

松井課長 ありがとうございます。

それでは次に会長には副会長の選出をお願いいたします。

森田会長 それでは、副会長の選出ですが、いかがいたしましょうか。皆様からご意見等あれば伺いたいと思います。

幸前委員、どうぞ。

幸前委員 私は副会長の選出につきましては推薦の方法で、杉浦委員にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

杉浦委員は市川市上下水道設備協同組合の理事長をなさっております、関係団体の代表として前期も本審議会の委員でありましたので、適任かと思ひ引き続きお願いしたいと思ひます。

森田会長 ただいま、推薦によりご指名がございましたけども、他にご意見があればお願いしたいと思います。

知久委員 知久と申します。私も幸前委員の意見に賛成いたします。

森田会長 他にご意見がなければ杉浦委員が推薦されましたので副会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

杉浦委員はいかがですか。

杉浦委員 ありがとうございます。

森田会長 それではただいま杉浦委員の了解がとれましたので、副会長をお願いしたいと思います。副会長席の方に移動をお願いします。それでは副会長に選任されました杉浦委員にご挨拶いただければと思います。

杉浦副会長 改めましてこんにちは。ただいまご推薦をいただきました

市川市上下水道設備協同組合の杉浦と申します。前期に続きまして副会長として頑張らせていただきますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

森田会長 ありがとうございました。

それでは審議に入る前に、資料の確認をさせていただきたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

【 資料確認 】

松井課長 それでは資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただいております、

資料 1、今後の下水道事業の進め方について

資料 2、下水道事業の経営状況

そして、本日配付させていただきました

令和 3 年度第 1 回市川市下水道事業審議会会議次第

市川市下水道事業審議会委員名簿

令和 3 年度第 1 回市川市下水道事業審議会席次表

市川市下水道事業審議会条例

となっております。

なお、差替資料が 2 枚あります。7 ページと 23 ページが差替となっております。よろしくをお願いいたします。お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

では、資料の確認は以上でございます。よろしくお願ひします。

森田会長 はい、資料の確認ありがとうございました。

それでは早速審議に入っていきたいと思っておりますけれども、本日は 2 つ議題が用意してあります。1 つ目が市川市の現状の下水道事業がどうなっているかということ、それから 2 つ目が今後の経営状況、現在の経営状況についてということになりますけれども、それぞれ事務局から説明をいただいて、

ご質問、議論というように進めていきたいと思えます。

それでは、事務局から議事次第の1番目の今後の下水道事業の進め方について説明をお願いしたいと思えます。

【 次第5①の説明 】

岩佐課長 河川・下水道建設課長の岩佐でございます。

(1 ページ) 本日1つ目の案件であります「今後の下水道事業の進め方」について、ご説明させていただきます。

汚水事業については、下水道使用料に関連いたします「未普及対策」と「地震対策」「老朽化対策」についてご説明いたします。

また、雨水事業については、「浸水対策事業」として、優先的に整備していく「市川南地区」と「高谷田尻地区」についてご説明いたします。

(2 ページ) はじめに、「下水道」とはどのような役割があるのかということについてご説明いたします。

下水道には大きく、汚水と雨水の排水および浄化する役割があります。

「汚水の排水・浄化」という面では、家庭のトイレや台所から排出される汚水や、工場などでの生産活動により排出される汚水を、下水管を通じて速やかに流し、下水処理場できれいにしてから、川や海に放流します。

「雨水の排水」という面では、浸水による市民生活や都市機能への被害を最小化させるため、まちに降る雨を雨水管に取り込み、直接あるいはポンプ場などを介して、川や海に放流いたします。

(3 ページ) また、下水道には大きく分けて、「合流式下水道」と「分流式下水道」の2つの仕組みがあります。

「合流式下水道」では、全ての排水が合流管を通じて処理

場に送られます。

「分流式下水道」は、「雨水」と「汚水」を分離し、トイレや風呂等の汚水は、汚水管を通して処理場に送り、屋根や道路に降った雨は、雨水管を通じて河川などに放流する仕組みです。

(4 ページ) ここからは、本市が行っている公共下水道についてご説明いたします。

市内には、3つの公共下水道が位置づけられております。

1つ目は、菅野処理区でございます。赤色のハッチで着色している区域で、昭和36年度に菅野・真間地区で合流式の下水道として整備が始まり、昭和51年度に事業が完了しております。本市単独の処理場である菅野終末処理場で処理される区域となります。

2つ目は、西浦処理区です。緑色のハッチで着色した区域で、こちらも主に合流式の下水道として整備中の区域です。この西浦処理区の汚水は船橋市の西浦下水処理場で処理しております。

3つ目は、江戸川左岸処理区です。青色で着色した区域で、市域の大部分を占めます。この区域の汚水管は、県の江戸川左岸流域下水道へと接続され、江戸川第1終末処理場、江戸川第2終末処理場で処理されることとなります。なお、江戸川左岸処理区は汚水と雨水を別々に処理する分流式の下水道として整備中でございます。

(5 ページ) 次に、本市の下水道（汚水）の整備目標ですが、国が平成26年1月に、概ね10年で汚水処理施設の整備を概成させる方針を明示されたことを受け、平成27年度に汚水適正処理構想を変更し、「臨海部の工業系用途等を除く市街化区域」を優先的に整備することとし、国の目標からは少し遅くなり

ますが、令和 11 年度までに下水道を概成させることを目標としております。

これにより、下水道普及率としては、約 97 パーセントを目標としており、この目標を達成するためには、残り約 1,030 ヘクタールの整備が必要となります。

このようなことから、今年度から新たな整備手法として、民間企業に設計から施工までを一括で発注できる「デザインビルド方式」を導入し、早期整備に取り組んでおります。

続きまして、整備目標に対しての現在の整備状況についてご説明いたします。

本市では下水道の普及に向け、適宜、新たな事業計画区域を拡大し、継続的に整備を進めているところでございます。

図の赤く着色した区域が下水道(汚水)の整備済み区域で、約 2,380 ヘクタールとなり、黄色で着色された未整備の区域が約 1,030 ヘクタールとなります。また、水色で着色された区域が、臨海部工業系地域となり、着色がされていない区域が市街化調整区域となっています。

これをみてわかるように、南部では概ね完成しておりますが、北部では整備が遅れている状況でございます。下水道普及率としては、昨年度末時点における人口ベースの割合で 75.9 パーセントとなりますが、ご覧のように近隣市と比較すると、遅れている状況でございます。

(6 ページ) この遅れの原因としましては、2つの道路整備が関連しておりました。

1つは、平成 28 年 11 月に市内区間が開通した都市計画道路 3・4・18 号、オレンジ色の破線で示した道路です。もう1つは、平成 30 年 6 月に千葉県区間が開通した東京外郭環状道路、赤い点線で示した道路となります。

もともと、これらの大きな道路の下には千葉県流域下水道の幹線管渠が計画されておりましたが、施工の効率性の関係から道路整備と一体で整備された経緯がございます。県の流域幹線（市川幹線、松戸幹線）が整備されたことで、それに繋がる市の公共下水道の整備が可能となったことから、未整備地区の整備促進を進めているところでございます。

(7 ページ) 次に、「地震対策」についてご説明いたします。

上段の写真をご覧ください。このように地震による液状化の影響でマンホールが浮上してしまうと、緊急車両の通行に支障をきたしてしまいます。また、下の図のように、マンホールと管との接続部も壊れて機能しなくなるなど、生活に大きな影響を与えます。

そのため市では、下水道の耐震化を進めております。具体的には、平成 27 年度に「市川市下水道総合地震対策計画」を策定し、「マンホールの浮上防止」や揺れによる継ぎ手部の損傷を防ぐための「可とう化」を進めております。現在までに、約 10 キロメートルの整備を行っており、今年度、計画期間を令和 3 年度から 7 年度とした中期計画を策定し、引き続き約 14 キロメートルの整備を進めて行く考えであります。

また、耐震化対策に合わせて、避難所である小学校に右下の写真にあります「マンホールトイレ」を震災時に設置できるように敷地内に管の整備を進めております。

(8 ページ) 続いて、老朽化対策についてです。

全国の社会資本の老朽化が進んでいます。本市の下水道でも、整備から 50 年以上経過し、老朽化が進んでいる施設もあり、対策の必要性が高まってきております。

はじめに、市川市の下水道施設の整備状況ですが、昭和

36年(1961年)から菅野処理区に着手し、処理場は昭和47年(1972年)に供用開始しています。また、江戸川左岸流域下水道事業につきましても、昭和47年から事業に着手し、現在も整備中でございます。

このような中、「事故の未然防止」や、「ライフサイクルコストの最小化」などを目的とした「ストックマネジメント計画」を令和元年9月に策定し、整備から約50年が経過している菅野処理区を優先的に対応することとしました。

この計画に基づき、菅野処理区全域の調査を行い、今後、老朽化の著しい施設から、計画的に順次改修していく予定であります。

(9 ページ) 続きまして、市川市の公共下水道整備雨水事業につきまして、ご説明いたします。

本市においては、国の施工により、平成10年度から外環道路の整備が進められました。外環道路の大部分は、掘割構造となっており、地域の既設水路が分断され、水路の切回しが必要となりました。また、元々、現況水路の排水能力が、都市化の進展により、能力不足になっていることが課題となっておりました。

このようなことから、外環道路によって、既存水路が分断されることになった地域の内、人口が多く、台風等の大雨時に、度々、浸水被害が発生している地域の対策として、平成25年度に「下水道中期ビジョン」を策定し、「市川南地区」、「高谷・田尻地区」を整備優先地域に位置付け、重点的に浸水対策に取り組んでいるところでございます。

(10 ページ) まず、市川南地区についてご説明いたします。

これまで、この地区の雨水は秣川排水機場のみで排水しておりましたが、外環道路の整備を機に計画の見直しを行い、

3つの区域に分割し、新たに大和田ポンプ場と市川南ポンプ場を整備することで、排水能力を増強する計画といたしました。

大和田ポンプ場は平成29年4月から供用を開始しており、市川南ポンプ場については、令和6年4月の供用を目標に、現在、工事を進めております。

(11 ページ) 令和3年3月には、市川南ポンプ場に関連する工事のうち、国土交通省関東地方整備局に工事委託しおりました「市川南排水樋管建設工事委託」が完成いたしました。

これは、幅2.5メートル高さ2メートルのボックスカルバートを設置する工事で、ポンプ場が完成した際には、雨水を江戸川に排水する経路となります。

(12 ページ) 次に、もう1つの整備優先地域である「高谷・田尻地区の浸水対策」についてご説明いたします。

この地区は、江戸川と真間川に挟まれた低地の地域で、北はコルトンプラザ周辺から南は湾岸道路までの南北に長い、面積238ヘクタールの区域で、図のオレンジ色の区域です。

平成26度から外環道路の整備に合わせた高谷1号幹線(赤色の路線)の整備を進めており、外環道路沿いの実線部分にある約1,500メートルの雨水管渠が既に完成しております。

さらに、高谷1号幹線へと接続する高谷2号幹線、図の緑色の路線になります。こちらにつきましても、下流側から工事を進めているところでございます。

今後は、浸水被害の多い上流部に向けて、これらの幹線整備を進めていく予定でございます。

(13 ページ) 最後に、市川市では汚水処理施設の概成に向けて、未普及対策の事業費が増大することになりますが、一日でも早い下水道未普及の解消に向けて精一杯取り組んで行くとともに

に、増大する老朽化した施設の改修も含めまして、効果的に事業を進めてまいりたいと考えております。今後ともご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

【 次第5①の質疑応答 】

森田会長 説明ありがとうございました。次第5①について、事務局からの説明が終わりましたので質疑応答に移ります。ただいまの「今後の下水道事業の進め方について」、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。

阿部委員 雨水事業のところで、整備優先地域というお話がありましたが、本来その対策を行うべき地域というのは市川市でどのぐらいあって、そのうちここは地盤が低い地域ということですが、他の地域の整備というのはどう考えているのかお教えください。

森田会長 はい、事務局からご回答をお願いします。

星野副参事 市川市は全体的に地盤が低い土地柄ですので、浸水が発生する傾向があります。ただ、整備優先地域にしている市川南と高谷・田尻地区以外の真間・菅野地区については、雨水と汚水を一緒に処理する方式の合流地域として整備済の地域となっております。それでも今はゲリラ豪雨のような雨が降ると、地形的にくぼ地のようなところは、浸水が発生するということがあります。

ただ、全体的に下水道として大きく捉えて整備していく地区としては、真間・菅野地区は整備済となっているところです。

そして、南の方に目を向けますと、行徳地域につきましては、区画整理事業に併せて、妙典地域などは雨水の整備を行っています。行徳地域についてはある程度区画整備で広がっ

ていった土地柄でして、その区画整備で柵渠、水路のようなものが縦横に整備されておりますので、ある程度の雨水整備はされている状況と言えます。そのような中で根本的に下水道が脆弱だった市川南地区や高谷地区をまずは優先地域として下水道で整備すると位置付けているところでございます。

森田会長 よろしいでしょうか。他にはいかがですか。

井上委員 井上と申します。7ページにマンホールトイレの設置とありますが、もう設置しているところはありますか。どのくらいありますか。

星野副参事 現在、マンホールトイレというのは小学校に設置しております。1年間に1か所から2か所のペースで設置して整備しているところです。計画的に整備を進めていますが、正確な数値は後程お話しします。

湯浅委員 ページ数でいくと7ページ、8ページのところですが、浦安市のマンホールの写真がありますが、市川市はどうだったのでしょうか。3.11の被害はどの程度だったのでしょうか。

それともう1つ、老朽化対策のところで、菅野処理区が昭和36年からスタートで47年に供用開始していて、結構年数が経っていますけれども、そのあとの施設はどういう条件で対策していくのか。設備から順次更新をしていくのか、全体を一気に替えていくのか、そういった更新計画というものがあるのか、そういったところがわからなかったもので教えていただきたいと思います。

岩佐課長 まず、3.11の下水道の被害状況ですが、市川市の液状化の被害というものは、こちらの写真にあるようにマンホールが道路上に浮上したという被害は恐らくなく、埋め立

て地である行徳地区の一部でマンホールの上部を補修する程度の被害があったと聞いております。

それと、施設整備の改修ですが、まずは現在進めている改修といたしましては、菅野処理区の処理場の施設改修に着手しております。排水機場につきましても、老朽化しているポンプ等について順次計画的に改修を進めております。それと同時に、下水道の合流管渠ですが、こちらも現在、管渠の調査を行いながら、老朽化の著しい箇所については改修を順次進めておりまして、今年度から徐々に延長を増やしていく予定でおります。

湯浅委員

ありがとうございました。それでは菅野処理場は、この地域は合流というご説明がありましたけれども、広域化が進んでいくと、江戸川左岸と一体となっていくのですか。どうこの地域を変えていく予定なのですか。施設を更新するというか、このまま継続して市川市でこの処理場を運営していくということなのでしょうか。

もう1点、同じ時期に管路を敷設している関係で老朽化対策も同時に進めていると理解してよろしいのでしょうか。

星野副参事

まず、菅野処理区なのですが、最終的には流域下水道に編入していきます。ただ、菅野処理区は雨水と汚水を合わせて処理している施設ですので、基本的には汚水の濃い部分を流域下水道に流します。大雨の際の雨水はそのまま流域下水道に流してしまうと能力過多になってしまいますので、それは高速ろ過のある施設を活用しながら真間川の方に放流する。そういうやり方になります。

老朽化対策なのですが、汚水については、ゆくゆくは流域下水道の方に編入しますのでなくなっていく施設とな

ります。雨水については、雨水を処理するポンプなどの施設は編入後も使用しますので、切り分けて、そのまま使うものについては新しく入れ替えるなどの老朽化対策していきます。汚水については、修繕などしながら運用していきます。そういった効率的な運営の仕方をしていくことになります。

先ほどの質問の追加ですが、マンホールトイレは現在5校30基の整備が終わっています。全部で11校に整備をします。

森田会長 他にはいかがでしょうか。特に今回、初めて委員になられた方は、なかなか全体がわかりにくいところもあるのかなと思います。ここはいい機会だと思いますので、ぜひ聞いてみてください。では、よろしいですか。

この後、下水道事業の経営状況についてご説明いただきますが、その時に①の内容で疑問がでてきましたら、その時でもご質問いただければと思います。

それでは、次第5②の下水道事業の経営状況について、事務局より説明をお願いします。

【 次第5②の説明 】

高橋主幹 下水道経営課の高橋でございます。

(1 ページ) 「下水道事業の経営状況」につきまして、説明させていただきます。よろしく願いいたします。

(2 ページ) 2 ページ目にお進みください。

本日の説明の流れといたしましては、最初に、下水道事業の経営における基本的な原則や仕組みといたしまして、1番から3番で「経営原則」、「経費の負担区分」、「一般会計繰入金」を説明させていただきます。

次に、令和11年度までの経営状況がどのように推移する

か、ということについて4番から6番で「投資計画と財源試算」、「収益的収支の推移」、「一般会計繰入金の推移」を説明させていただきます。

次に、使用料改定の状況といたしまして、7番から9番で「下水道使用料にかかる答申について」、「下水道使用料改定の時期について」、「改定後の経営状況」を説明させていただきます。

最後に、10番で「経営改善への取り組み」について、説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(3 ページ) 3 ページにお進みください。

はじめに、経営原則といたしまして、地方公営企業についてです。

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や下水道の処理、医療の提供など、地域住民の生活や発展に不可欠なサービスを提供する事業活動をおこなっています。

このような地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼びます。

地方公営企業の「経営の基本原則」としては、地方公営企業法第3条におきまして、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と定められており、民間企業と同様の、合理的で能率的な経営を行い、最小の経費で最良のサービスを提供することを求めています。

市川市下水道事業におきましても、地方公営企業として、この「経営の基本原則」に則った経営を行っています。

(4 ページ) 4 ページにお進みください。

独立採算制の原則についてです。

下水道事業は地方公営企業として実施することとされて

おりますので、先ほど説明しましたように、経済性というものが強く求められております。このようなことから、経費と財源については、「地方財政法」第6条におきまして、サービスの生産提供に要する経費は、「当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」こととされております。これを下水道事業に当てはめると、「下水道事業に要する経費は、原則として下水道事業から得られる収入によって充てなければならない。」ということになります。

(5 ページ) 5 ページにお進みください。

公営企業会計についてです。

地方公営企業が、「独立採算制の原則」に基づき事業を行っていくためには、毎年の経営成績や、資産・負債などの財政状態を、明らかにしなければなりません。官公庁会計と呼ばれる、国や地方公共団体の一般的な経理の方法は、現金の収入と支出の事実のみに基づいて、経理記帳していることから、地方公営企業の経理の方法には適していません。

そこで地方公営企業は、発生主義に基づく公営企業会計を導入し、実際の現金の収入と支出に関わらず、一事業年度に発生した、すべての収益と、その収益を獲得するために要した、すべての費用を計上して損益を計算することにより、1年間の経営成績を明らかにするとともに、年度末現在の財政状態を的確に把握しております。

発生主義で計上される費用の主なものとして、減価償却費があります。一例を挙げますと、下水道管渠の工事費は、官公庁会計では現金支出があった年度に全額計上されますが、整備された下水道管渠は、その後約50年に亘って使用され、その間対価として、毎年度下水道使用料を受け取るようになります。そこで、工事完了後は現金の支出がなくても、下水

道使用料を受け取るために要した費用として、管渠整備に要した工事費を、50年間に亘って均等に計上することとなります。

(6 ページ) 6 ページにお進みください。

つづきまして、経費の負担区分について説明させていただきます。

まず、「雨水公費・汚水私費」の原則についてです。下水道事業は、雨水を排除することによる「浸水の防除」と、汚水を排除することによる「公衆衛生の向上」に分かれています。

このうち、雨水の排除にかかる経費については、その原因が自然現象によるものであり、雨水の排除により浸水から街を守り、機能の保全を発揮することで受益の範囲が広く一般市民に及ぶものとなります。このように、「公共性」があり、本来は一般行政によって行われるべき事務事業であるものについては、公費負担とされており、一般会計からの繰入金により賄われます。

一方、汚水の排除にかかる経費については、汚水の原因となる下水道使用者を特定でき、その受益の範囲は使用者に直接つながることから、原則として使用者から徴収する下水道使用料で賄われます。ただし、汚水の排除にかかる経費のうち、公共性が認められるなど、下水道使用者のみ負担することが、公平ではない一部の経費については、公費負担が認められ、一般会計繰入金で賄われます。

このような経費の負担区分の考え方を、「雨水公費・汚水私費の原則」と言います。

(7 ページ) 7 ページにお進みください。

費用と財源の関係についてです。

この図は、下水道事業に要する費用と、その財源の関係を示したものです。

地方公営企業独特の収支区分として、収益的収支と資本的収支と呼ばれる区分がございます。

収益的収支とは、一事業年度の企業の経営成績を示すもので、下水道の使用料収入、一般会計繰入金など、すべての収益と人件費、委託料等からなる維持管理費、企業債の支払利息、減価償却費等すべての費用を計上するものです。

また、資本的収支とは、下水道処理場やポンプ場、下水道管渠など、下水道事業を行うために必要な施設の整備・更新などの収支を示すもので、下水道施設の建設改良費や、借入金の返済である企業債償還金などの支出と、その支出の財源となる国や県などからの補助金や、新たな借入金である企業債、一般会計からの繰入金などを収入として計上するものです。なお、通常、資本的収支においては、支出が多額となるため、資本的収入だけでは資本的支出に対し不足が発生します。不足分については、「補てん財源」という形で企業の内部留保資金等が充てられます。

図で説明いたしますと、まず、収益的収支の2段目の②の当期純利益に③非現金支出の減価償却費を加えた額から、その上段にございます④の非現金収入となる長期前受金を引いた額が、⑤当期資金増加額となります。この額に、①の前期末資金を加えたものが当該年度の⑥補てん財源となります。尚、今年度補てん財源の余剰分は、⑦当期末資金として翌年度に繰り越します。

(8 ページ) 8 ページにお進みください。

一般会計繰入金について説明します。

一般会計繰入金は、基準内繰入金と基準外繰入金に分かれ

ます。このうち、基準内繰入金は、毎年度総務省からの通知文書である「地方公営企業繰出金について」で示される繰り出し基準において、公費で負担することが認められている経費に充当するための繰入金です。下水道事業では、「雨水に要する経費」と、「汚水に要する経費のうち公共的役割を担うとされた経費」に充当する繰入金が基準内繰入金となります。

次に、基準外繰入金は、繰り出し基準に該当しない自治体の判断で行う一般会計からの繰入金です。下の表は、基準内繰入金と基準外繰入金の内容と、本市の予算科目との関係を示したものです。本市では会計方針として、発生主義の収益的収支が不足、すなわち赤字となる場合でも基準外繰入金を受け入れないこととしています。また、資本的収支において、企業債の償還等で資金が不足する場合には、一般会計出資金として基準外繰入金を受け入れています。

(9 ページ) 9 ページにお進みください。

続きまして、令和 11 年度までの経営状況の見込みについて説明いたします。

まず、資本的収支における今後の下水道施設の整備に必要な経費の計画である投資計画と、その投資の財源となる補助金や企業債などの財源試算についてです。

グラフの見方ですが、各年度の左側の棒グラフが投資の計画を示しており、右側の棒グラフが財源の試算を示しております。また、各グラフの金額につきましては、令和元年度、令和 2 年度は決算額、また、令和 3 年度は予算額、そして、令和 4 年度以降は、試算を行った金額となります。

投資において大部分を占めるのが下水道を整備する未普及対策となっております。これは棒グラフの緑色部分で示し

ています。これは、先の議題である「今後の下水道事業の進め方」でご説明したとおり、未普及地域への下水道整備を進めるためでございます。

また、今後の見込ですが、令和元年度に 65 億 1500 万円だったものが、令和 7 年度をピークとして 181 億 6900 万円まで増加しますが、その後令和 11 年度が 135 億 4000 万円へ減少していきます。また、財源についても、投資と同様の増減となっており、令和元年度に 61 億 5500 万円だったものが、令和 7 年度をピークとして 172 億 3400 万円まで増加しますが、その後、令和 11 年度に 128 億 300 万円へ減少します。

補助金や企業債などの財源が不足する額については、先ほど説明しました補てん財源として、内部留保資金を充てることとなります。

(10 ページ) 続きまして 10 ページにお進みください。

企業債の推移についてです。

グラフの見方についてですが、まず、折れ線グラフは企業債残高を示しております。また、各年度左側の緑色の棒グラフが企業債の元金償還金の推移を示しています。右側の薄茶色の棒グラフが企業債の利息の推移を示しています。

企業債の支払い方法については、毎回の償還額が一定の元利均等方式、償還期間 30 年が原則となります。また、元金償還金については、借り入れ後 5 年間は据え置きとなり、6 年目から 30 年目までの 25 年間で、償還を行っております。

推移の見込ですが、残高は、今後投資が増加するため、令和元年度の約 374 億 1,300 万円から、令和 11 年度には約 1,127 億 600 万円に増加する見込みです。これに伴い償還金は、令和元年度の約 20 億 4,600 万円から、令和 11 年度には約 24 億 600 万円に増加する見込みです。また利息について

も、令和元年度の約 5 億 5600 万円から、令和 11 年度には約 10 億 3300 万円と増加する見込みです。

(11 ページ) 11 ページにお進みください。

次に、一事業年度の経営成績を示す、収益的収支の推移について説明します。

まず、収益的収入の主なものである、下水道使用料についてです。

グラフの見方ですが、折れ線グラフが下水道使用料の推移となります。各年度の棒グラフについては、左から総人口、処理人口、水洗化人口となります。

下水道使用料につきましては、未普及対策の進捗に伴い、下水道を使うことができる処理人口も増加することから、令和元年度の 47 億 4,500 万円から令和 11 年度に 59 億 7,100 万円となり、令和元年度決算と比べ、12 億 2600 万円の増加を見込んでいます。

しかしながら、総人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年度に作成した推計データによると、今後減少していくことが見込まれていますので、整備区域拡大による処理人口の増加率も、ある程度抑制されるものと見込んでいます。

(12 ページ) 12 ページにお進みください。

続きまして、現金の支出を伴わない収益的支出である減価償却費と、現金の収入を伴わない収益的収入である長期前受金戻入の推移についてです。

長期前受金戻入とは、簡単に説明いたしますと、管渠整備等への国からの補助金を、現金収入があった年度の収益とせず、管渠の減価償却期間に合わせて、減価償却の実施とともに収益化していくものです。

例えば、1億円の管渠整備に5,000万円の補助金があった場合、管渠の減価償却期間は50年となりますので、毎年度100万円を長期前受金戻入として収益的収入に計上することとなります。

グラフの見方ですが、各年度の左側のグレーの棒グラフは減価償却費を示しています。右側の薄茶色の棒グラフは長期前受金戻入を示しています。折れ線グラフは、減価償却費から長期前受金戻入を控除した残額となりまして、内部留保資金となり、補てん財源として、資本収支の不足に充てることとなります。

推移の見込ですが、減価償却費は、投資の増加に伴い、令和元年度の38億3,300万から令和11年度に60億1,100万円へ増加する見込みです。また、国からの補助金などの収益化分である長期前受金戻入は、令和元年度の20億3,000万から令和11年度に24億7,200万円へ増加する見込みです。これにより内部留保資金となる、減価償却費から長期前受金戻入を控除した差額は、令和元年度の18億300万円から令和11年度に35億3,900万円へ増加する見込みです。

(13 ページ) 13 ページにお進みください。

主な収益的支出の一つである、企業債利息についてです。

先ほど、「企業債の推移」で説明しましたとおり、企業債残高の増加に伴い、令和元年度の約5億5600万円から、令和11年度には約10億3300万円へと増加する見込みです。

なお、企業債利息は、令和元年度から令和5年度にかけては増減を繰り返しておりますが、理由としましては、金利が高い平成初期の企業債の償還が進み、企業債残高に占める、金利が低い企業債の割合が高まってきていることなどが挙げられます。

(14 ページ) 14 ページにお進みください。

収益的収支の推移についてです。

ここまでに検討しました、収入と費用の増加・減少要因を見込んだ令和 11 年度までの収支の推計はこのようになります。

グラフの見方ですが、各年度の左側の緑色の棒グラフが収益となります。右側の灰色の棒グラフが費用となります。

尚、本市は平成 30 年度に地方公営企業法の財務規定等を適用し、発生主義に基づく公営企業会計を導入していますので、このグラフの収支も現金の収支ではなく、長期前受金戻入や減価償却費など、実際に現金の収入・支出がないものも、収益・費用に計上した、収益的収支で示しています。

また、下の表ですが、収益から費用を差し引いた当期純利益及びその累積となる利益剰余金を示しております。これを見ますと、今後費用の伸びが収入の伸びを上回ることから、令和 3 年度以降赤字決算が続きます。また、累積欠損金が増加していくことが見込まれます。

令和 3 年度は当期純利益が 2 億 6900 万円を見込んでおりますが、継続して赤字が続き、令和 11 年度に 2 億 8,200 万円の赤字となる見込みです。また、利益剰余金については、令和元年度は 1 億 5,500 万円ですが、令和 3 年度以降、赤字が続きますので、令和 11 年度にはマイナス 17 億 9,600 万円となる見込みです。

(15 ページ) 15 ページにお進みください。

一般会計繰入金の推移です。

繰入金の種類ごとに各年度を積み上げたものになります。各年度の上側の青色のものが基準外繰入金の一般会計出資金となります。現行の使用料水準では、毎年度継続的に利益

を計上することができず、安定的・持続的に事業を運営することは困難となります。そのため、資金収支不足を補うための一般会計出資金は、令和元年度 8 億 300 万円から令和 11 年度には 12 億 2000 万円へと増加する見込みです。

(16 ページ) 16 ページにお進みください。

下水道使用料にかかる答申についてです。

これまで説明してきました、今後の収支見込を改善するため、昨年度の下水道事業審議会において、「独立採算制」による健全な経営を行うための、「今後の下水道使用料のあり方について」ご審議いただき、令和 3 年 3 月に答申をいただきました。

答申の内容といたしまして、まず、使用料算定期間は、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間となります。尚、使用料算定期間については、本市使用料条例第 6 条において、「おおむね 3 年ごとに見直す」としているほか、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方 2016 年度版」においても、3 年から 5 年程度が適当であるとされています。

次に、改定率は毎年度収益的収支で利益計上が可能であり、基準外繰入金に頼らない財政運営を満たす使用料単価を算定したところ、5.6%の引き上げが必要となりました。その結果、1 m³当たりの使用料単価は現行の 142 円から 154 円になります。

次に改定の方法ですが、基本料金や従量料金の水量区分ごとに改定率の差をつけず全ての使用者に公平に負担増を担っていただく一律改定となります。

次に公衆浴場汚水料金につきましては据え置きとなります。これは、公衆浴場は公衆衛生上市民に不可欠な施設であ

ること、また、物価統制令の適用を受けるため使用料増加分を入浴料に転嫁できないことなどによるものです。

最後に施行日は、令和4年4月1日予定となりますが、現在進行中の新型コロナウイルスの感染拡大およびその影響による経済活動の停滞などの動向を注視し、施行日については柔軟に対応するものです。

以上の答申をいただいたところでございます。

(17 ページ) 17 ページにお進みください。

下水道使用料改定の時期についてですが、本市といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関しまして、現在も市川市において継続して感染者が発生し、まん延防止措置が継続して行われていることやまた、ワクチン接種も十分に済んでいない状況等を鑑みまして、答申いただいた令和4年4月1日は見送ることが妥当と判断したところでございます。

しかしながら、先ほどご説明したとおり、今年度以降も赤字が続くことが見込まれており、使用料の改正はなるべく早く行う必要がございますので、景気回復の状況を見極めることを前提として、令和5年1月1日の改定を検討しています。

次ページより、令和5年1月となります令和4年度の1月に改定した場合の試算を行いましたので、ご説明させていただきます。

(18 ページ) 18 ページにお進みください。

改定後の経営状況といたしまして、まず、「下水道使用料の推移について」です。この試算では、令和4年度1月に154円に改定し、また、次の見直し予定である令和7年度において、使用料単価を171円に改定する前提で作成しております。

なお、令和7年度以降については、令和元年度に策定した

経営戦略において算定した金額を利用しておりますが、令和7年度の使用料見直しの際には、改めて下水道事業審議会委員の皆様にご審議をお願いするところでございます。

グラフの見方ですが、赤色の折れ線グラフが改定後の使用料収入を示しております。また、青色の折れ線グラフが改定前の使用料収入を示しております。

下水道使用料の推移といたしましては、令和4年度以降、改定後の使用料収入は改定前に比べて増収となり、令和4年度で50億2,800万円から51億3,500万円へ、令和5年度では51億3,200万円から55億6,600万円へ、令和6年度では52億4,200万円から56億8,500万円へとそれぞれ増収となる見込みです。

(19 ページ) 19 ページにお進みください。

収益的収支の推移です。

このグラフにつきましても令和4年度1月及び令和7年度に改定したもので試算しております。

令和4年度については、料金改定期間が3カ月となりますので赤字となりますが、令和5年度は2億3,200万円の赤字から1億7200万円の黒字へ、令和6年度は2億4,000万円の赤字から6600万円の黒字を見込むことができます。

(20 ページ) 20 ページにお進みください。

一般会計繰入金の推移についてです。

このグラフは、使用料改定後の一般会計負担金・出資金を推計したものです。先ほど同様に、令和4年度年1月及び令和7年度に改定したもので試算しております。青で示しているものが基準外繰入金の一般会計出資金となりますが、令和4年度は1月からの改定ですので、3億1900万円の見込みですが、令和5年度以降は0円とできる見込みとなります。

以上説明させていただきましたとおり、本市、下水道事業の経営状況としては、現状では継続した赤字が見込まれております。また、独立採算制を保つことができず、一般会計からの基準外繰入金が必要な状況となっておりますので、独立採算制による健全な経営を行うため、新型コロナウイルスの影響も考慮しつつ、早期に使用料改定を行うことが必要な状況であります。

続きまして、使用料改定の他にも経営状況を改善させるための取組をご説明させていただきます。

(21 ページ) 21 ページをご覧ください。

「経営改善に向けた取り組み」についてです。

1つ目の取組みは、「上下水道料金徴収一元化」についてです。「上下水道料金徴収一元化」とは、千葉県企業局が実施している上水道料金の徴収事務と市川市が実施している下水道使用料の徴収事務を県企業局が一括して行うことで、利用者の利便性の向上や経費の削減を図るもので、本市では令和3年1月から実施しております。

(22 ページ) 22 ページをご覧ください。

この一元化によるメリットですが、利用者である市民の皆様にとってのメリットは料金の支払いや引越しなどに伴う手続きが一度に済み、また手続き漏れも防げるなど、利便性が向上することです。

一方、市にとってのメリットは上下水道料金を滞納すると給水停止になってしまうため、その抑止力によって収納率が向上し、不納欠損額及び収入未済額の大幅な減少が見込まれること、また、徴収事務委託などの経費が削減することです。具体的には収納率に関しては令和2年度97.7%から、今後は99.5%へと伸びが見込まれます。

また、経費削減に関しては徴収事務委託等に係る経費が令和元年度の決算額 3 億 7,377 万円から令和 7 年度見込みでは 2 億 5,770 万円と、1 億 1,607 万円の経費削減が見込まれます。

(23 ページ) 続きまして、23 ページをご覧ください。

2 つ目の取組みは「下水道使用料滞納整理の強化」についてです。

上下水道料金徴収一元化した令和 3 年 1 月以降の使用料にかかる収納業務は県に移管されたため、市ではそれ以前の滞納繰越分の収納のみを行うこととなったところです。本市では、滞納整理業務の一部を民間の業者に委託しておりますが、市職員と徴収事務受託業者、それぞれの役割を明確にしたうえで、高額滞納者や悪質滞納者への処分を前提とした「差押予告通知書」による文書催告を中心に滞納繰越分の収納事務を効果的に行い、収納率の向上に努めております。

具体的には、滞納金額 10 万円を境として 10 万円未満のものに対しては、受託業者が差押予告通知書を発送し、電話等で反応のあった滞納者に対する納付指導などを行います。また、10 万円以上のものに対しては、市の職員が滞納者への財産調査や滞納処分等を行っております。

このような取り組みの結果、令和 2 年度の実績では、令和元年度と比べ差押件数、取立件数ともに増加しております。まだ始めたばかりの取組ですが、今後も継続して使用料の回収に尽力してまいります。

説明は以上でございます。ご静聴ありがとうございました。

【 次第 5 ②の質疑応答 】

森田会長 それではご説明ありがとうございました。ただいまのご説明は、②番の下水道事業の経営状況についてご説明をいただ

きました。そして、最後の方ですけれども、使用料の改定についての説明があり、令和4年4月1日の改定はちょっと難しいだろうということで、その次の令和5年1月に実施を考えますよという説明だったかと思います。

質問いかがでしょうか。

富永委員 下水道事業の経営状況について、令和3年から11年にかけて赤字の大幅増を改善するには、料金を3、4年単位で5.6%の値上げをしなければならないと私は理解したのですが、料金の値上げだけに頼る経営改善には疑問を感じます。

他の自治体等が作成した下水道事業のレポートをみると、経営状況を、俯瞰的で中長期的な視点で捉えた上で、持続的に経営を行っていくための問題点と、その解決策を示しています。

本市としても、30年から40年周期の長い目で経営を考えるために、このようなレポートを作成し、財務的な問題だけを取り扱う会議などで、経営方針を議論した方がいいと思います。

森田会長 ただいまのご意見に対して、事務局、何かいかがでしょうか。

高橋主幹 貴重なご意見ありがとうございました。

今回の経営状況についてですが、地方公営企業会計の取り扱いは平成30年から適用し、経営戦略を令和2年の3月に策定したところです。

経営戦略の中では、50年の長期的な投資計画を定めているものですが、そこで、投資計画を進めた場合には、減価償却費が上がり、また、企業債の償還が増加してきますので、そうした試算から、使用料の値上げが必要と判断されたという経緯でございまして、昨年度、下水道事業審議会の中で審

議していただいたところでございます。

富永委員 確かに4、5年はおっしゃるようになると思いますけれども、10年或いは20年という視点に立った対策を考えるべきと申し上げているわけで、値上げに反対するということではございません。

対処療法として料金を上げるというのは致し方ないと思えますけど、3、4年後にまた同じ問題を抱えなければならぬことを考えると、もう少し中長期的な視野に立って考え直した方がいいのではないかということです。

松井課長 先ほどの説明に若干補足させていただきますと、令和元年度に策定した経営戦略では、50年間の収支見通しを前提としております。

収支見通し作成にあたり、投資である下水道の整備につきましては、令和11年までの整備を重点的に行う10年概成プランで計画しています。その後は、工業地域を除いた市街化区域につきましては整備が完了しますので、残された調整区域を中心とした整備を引き続き進めていく投資計画となります。

また、地震対策につきましても、当面最優先するところが終わった後は、残された地域を進めていくこととなります。

老朽化対策につきましては、今後老朽化が進んでいくところを見込んだ投資計画に基づき試算しております。

使用料収入につきましては、社人研データを使って人口推計を出すなどして、試算しました。

その結果、今後投資を進めていきますと固定費として減価償却費の増加が見込まれますが、それを賄う使用料は、今後、少子高齢化の影響などにより減少が見込まれますので、収支の赤字幅が拡大していくという見通しになっています。

昨年度、下水道使用料の考え方について、答申いただいたのですが、その際に 50 年ぐらいの長期の計画に基づいて議論しますと、先の計画になるほど、まだまだ不透明なところがあり、計画と実績のぶれが大きくなります。

そこで、使用料見直しの際には、その時々状況を極力的に反映できるように、算定期間を 3 年毎に区切らせていただき、毎年安定的に利益を計上し、資金不足を一般会計から補填してもらわない状況にするにはどれぐらいの使用料が必要かということについて、諮問させていただきました。

その結果、5.6%の引上げが妥当であるという答申をいただいたところです。

そして 3 年後に、計画と実績のぶれを検証し、50 年間の収支見通しを修正したうえで、使用料の改定が必要かどうかの諮問をさせていただくことになっています。

阿部委員 企業債というものは、どこかが発行するのでしょうか。それから、金利は変動なのか固定なのか等、どのようなものなのでしょうか。

松井課長 企業債は一般的なところの借入金でございます。借り入れ先につきましては、財務省の公的な融資の他、民間から入札で借りる場合等もございます。償還期間は、下水道事業の場合は、基本的に 30 年となり、本市の場合も 30 年間で借り入れして、当面 5 年間はまだ使用料収入も十分入ってこないということで据え置きとなり、残りの 25 年間で返済しております。

償還方法は元利均等返済で、償還額は一定となり、半年に 1 度、9 月と 3 月に半年分を償還しております。

金利は固定金利になり、昨年度に一番高かった金利は 6.6%で、平成 3 年度に借り入れたものですが、昨年度中に

償還が終了しました。現在残っているもので金利が一番高いものは5.5%で、平成4年度に借り入れたものです。最近はかなり低金利になっており、一番安いものだと1%ぐらいで借りております。そのため、借入が増えましても、金利が低いものが増えてきますので、今はそれほど、金利が増えてきていない状況です。

阿部委員 10ページの表で、11年度までの償還があり、令和7年度に借入金が増えますけど、令和12年度の償還金というのは、いくらぐらいでしょうか。

また、12ページの減価償却と長期前受金戻入の推移について、減価償却期間は50年でよろしいでしょうか。

松井課長 償還金については、確認します。

減価償却期間についてですが、管渠につきましては50年です。施設によっては35年などもございます。

阿部委員 企業債償還に内部留保資金で大体補填するということですが、具体的に内部留保資金とはどういうことでしょうか。

松井課長 内部留保資金ですが、減価償却費や長期前受金戻入は非現金の収入、支出として計上しており、減価償却費につきましては、実際にお金を外部に支払わず、逆に、長期前受金戻入につきましては、実際はお金が入らないものとなります。

そのため、わかりやすく言うと、減価償却費より長期前受金戻入を差し引きしたものに、当期純利益を加えたものを内部留保資金と考えております。

阿部委員 赤字については、本来は赤字の時に下水道を使っている人たちが負担すべきだろうと思いますが、これから下水道をたくさん敷設し、新しく下水道を使う人たちが赤字補填についても、新たな下水道料金で負担するという考え方でしょうか。

松井課長 使用料値上げにより、今までの赤字を一気に解消しましよ

うという考えではなく、値上げにより、毎年度、資金収支の赤字を補填するための基準外繰入が不要となるように、経営の持続に必要なだけの最低限の利益を毎年度、獲得していくものです。

阿部委員 例えばコロナ等特別な要因ということで、一般会計で資金を補填するという制度はないのでしょうか。

松井課長 そのような制度はありませんが、実際に企業債償還に資金が不足する場合には、一般会計から基準外繰入の出資金として資金補填をしています。

尚、先ほどご質問いただきました令和 12 年度の償還額の見込みですが、25 億 7700 万円になります。

森田会長 富永委員のご質問の中で、中長期に渡って経営を考えたらどうかという話でしたが、意図されているのは空港のコンセッションや P F I ではないかと思いました。本市の場合は下水道整備は 75% で、これから 25% の整備を進めるところですが、下水道事業自体がすごくお金がかかり、補助金を必要とするので、下水道の整備までは今の公の体制で行って、でき上がった暁には民営化や、コンセッションなども検討できるのではと思います。

先ほど河川・下水道建設課長から説明があったかと思いますが、現時点では、残り 25% の普及については細かい仕様発注というものではなくて、もう少し大きい範囲で効率的に民間の力を借りて整備が進むようにというデザインビルドという方式を用いて新しい手法にチャレンジしている状況かなと思います。

富永委員 P F I については、ヨーロッパの刑務所関係などで生じており、当時日本でも P F I で刑務所或いはその他の官営の事業に活用しながら発達していったと考えていますが、本市の

場合には、会長がおっしゃった通り、すぐにこの事業を民営化してくださいではなくて、あと 10 年 15 年後に考えたらその時住んでいる人たちの下水道使用料が安く、或いは内容も向上して、環境にも優しい基盤を作れるようにしたらいかがでしょうかということが先程の私の意見です。

ですから、料金の値上げだけに頼ることなく 10 年 15 年後のビジョンを考えてはいかがでしょうかと、私は思います。

森田会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(発言なし)

それでは、特段ないようでございますので、最後に、その他につきまして事務局から何かございますか。

松井課長 事務局より事務連絡が 2 点ほどございます。

1 点目でございますが、本日の審議会の内容は、市川市審議会等の会議の公開に関する指針の第 14 条に基づき、会議録として作成し、第 15 条に基づき公開いたします。その公開前に、皆様からご連絡いただいたメールへ、作成いたしました本日の会議録を送信しますので、そのご発言内容等のご確認をお願いいたします。またメールが届かなかったという方、郵送希望の方は郵送で発送させていただきますのでその旨をお知らせ願います。

2 点目ではございますが、次回第 2 回の審議会につきましては、11 月頃を予定しております。場所は本日と同じくこの市川市役所第 1 庁舎で行う予定でございます。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。以上になります。

森田会長 ありがとうございます。他に何か連絡事項、ご意見、ご質問承りたいと思います。いかがでしょうか。

湯浅委員 このような会議だけではなく、施設見学など現場を見るよ

うな計画はありますでしょうか。コロナの時期ですから難しいのかもしれないですけども。

松井課長　今のところはないのですが、もし、こういうコロナ禍の状況が解決しまして、ご要望あるということであれば検討させていただきますのでお願いいたします。

森田会長　それではこれで令和3年度第1回市川市下水道事業審議会を閉会したいと思います。

ありがとうございました。